



来年4月入学予定のお子さんの1日体験入学と保護者説明会

☎ 学校教育課学校教育係 (第2庁舎 ☎82-3298)

来年4月に伊達市立学校に入学するお子さんを対象に、入学予定の学校で1日体験入学と保護者説明会を行います。対象の保護者の方には、学校から教育委員会から案内をお送りします。

ご不明な点がありましたら、入学予定の学校か市の担当にご連絡ください。

1日体験入学・保護者説明会日程

小学校

●伊達小学校 (☎23-3033)

1月25日(水)

午前9時25分～10時10分

●伊達西小学校 (☎23-3666)

1月27日(金)

午前9時15分～11時10分

●長和小学校 (☎23-3709)

2月3日(金)

午前10時～正午

●関内小学校 (☎23-2660)

1月30日(月)

午前10時10分～午後0時5分

●東小学校 (☎23-2738)

2月2日(木)

午前9時～11時

●光陵中学校 (☎25-4111)

12月16日(金)

午後1時10分～2時30分

※伊達中学校は、10月3日(月)に実施済み

義務教育学校

●大滝徳舜警学校 (☎68-6915)

1月27日(金)

午前10時30分～11時20分



「救急医療情報キット(安心キット)」を備えませんか

☎ 高齢福祉課高齢者福祉係 (市役所1階⑤番窓口 ☎82-3196)
大滝総合支所 (☎82-6748)

「救急医療情報キット(安心キット)」は、ひとり暮らし高齢者の方や高齢者世帯などの安全・安心の確保を目的に無料で配付しています。

かかりつけの病院や服薬内容などの救急情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時に救急隊員がその情報を活用して適切な救急搬送に生かすことができます。

ご希望の方は担当窓口にお越しいただくか、担当にご連絡ください。

対象者

伊達市にお住まいで65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯などで健康上不安を感じている方

※対象者以外で希望する場合は担当にご相談ください

キットの内容

- 保存容器
 - 救急情報用紙
 - 玄関ドアの内側に貼るステッカー
 - 冷蔵庫に貼るマグネット
- ※すでにお持ちの方で服薬内容やかかりつけ医などが変更になったときは、救急情報用紙を更新してください



「介護マーク」をご活用ください

☎ 高齢福祉課高齢者福祉係 (市役所1階⑤番窓口 ☎82-3196)

介護中の様子は、ほかの人から見ると介護していると分かりにくく、誤解や偏見を持たれることがあります。市では、介護をする方のために「介護マーク」を配付しています。名札ケースにストラップを付け、首から下げられるようにしていますので、ぜひご利用ください。

対象者

市内に住所がある方を介護する方

配付場所

- 市高齢福祉課
 - 地域包括支援センター
 - 大滝総合支所
 - 伊達赤十字病院
 - ミネルバ病院
- ※介護マークは市ホームページからダウンロードできます

利用例

- 店や駅などのトイレに付き添うとき
 - 異性介護者の衣服や介護用品を購入するとき
- 介護中であることを周囲に知ってもらいたいとき

みんなで防ごう高齢者虐待

☎ 地域包括支援センター（社会福祉協議会内 ☎21-7755）
市高齢福祉課高齢者福祉係（市役所 1 階 ☎番窓口 ☎82-3196）

令和 2 年度に厚生労働省が行った調査では、養護者による高齢者虐待が全国で約 17,000 件報告されていて、この中には 25 件の死亡事例も含まれています。高齢者虐待は、高齢者の健やかな生活だけでなく、命に関わることもある重大な権利侵害です。

高齢者虐待の 5 つの種類

身体的虐待	たたく、つねる、殴る、蹴る、意図的に薬を過剰に与える など
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、排せつの失敗に対して高齢者に恥をかかせる など
経済的虐待	必要な金銭を渡さない・使わせない、本人の不動産・年金・預貯金などを本人の意思・利益に反して使用する など
性的虐待	排せつの失敗などの罰として下半身を裸にして放置する、性的行為の強要 など
介護や世話の放棄・放任	水分や食事を十分に与えない、衣服や体の汚れを放置する、劣悪な住環境を放置する、必要な医療や介護サービスを制限したり使わせない など

高齢者虐待が起きる原因

虐待が起きる主な原因の 1 つに「介護疲れやストレス」があります。介護を一人で抱えている、家事や介護に慣れ、経済的な不安を抱えているなど、介護者も気が付かないうちに負担が積み重なっている場合があります。

また、認知症による言動を「わざと困らせている」「何度言っても聞かない」と思い込み、それが虐待の原因になることもあるため、認知症への正しい理解が必要です。

虐待が起きない地域づくりのために

家庭内で起こる高齢者への虐待は、表面化しにくく早期発見が難しいという特徴があります。ご近所同士での日常的なあいさつや声掛けで、高齢者とその家族が孤立しないように見守ることが大切です。

緊急の対応が必要と感じたときは

「高齢者虐待防止法」では虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに通報することが義務付けられています。通報を受けた側にも、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務があります。おかしいと感じたら、ためらわず担当や警察などに相談してください。

介護の負担を軽減するために

認知症の対応について専門家の助言を受けることで高齢者の状態が改善されたり、社会的なサービスを利用することで介護者の負担を軽くすることが可能です。介護で悩んだときは、担当にご相談ください。



認知症サポーター養成講座

☎ 高齢福祉課高齢者福祉係（市役所 1 階 ☎番窓口 ☎82-3196）

日時	11月25日(金) 午前10時～11時30分
場所	市民活動センター
定員	15人
申込方法	担当に電話でお申し込みください。
申込期限	11月18日(金)
	認知症は、誰もがかかる可能性があります。初期には何度も同じことを話す・物事に関心がなくなるなど、なんとなくおかしいと感じることがありますが、症状は分かりにくいことが多い病気です。症状が進むと少し前の記憶を忘れてしまったり、迷子になったりと日常生活に支障が出ることがあります。
	そんなときには、認知症を理解して声を掛けたり見守ったりする方の存在が重要です。
	認知症サポーター養成講座は、認知症の症状や対応について学び、地域で見守る方を養成します。関心のある方は、ぜひご参加ください。